

平成 26 年 3 月 10 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ上場投信—JPX 日経 400

当社は、「ダイワ上場投信—JPX 日経 400」につきまして、設定予定日と運用開始予定日を 3 月 26 日に、東京証券取引所への上場予定日を 3 月 27 日に予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色

1 信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を「JPX 日経インデックス 400」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

「JPX 日経インデックス 400」について

- ◆日本取引所グループ（JPX）、東京証券取引所および日本経済新聞社が算出します。（起算日は平成 25 年 8 月 30 日、基準値は 10,000 です。）
- ◆東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ を主たる市場とする普通株式等の中から、時価総額、売買代金、ROE 等をもとに、算出者が選定した銘柄を算出対象とします。
- ◆構成銘柄数は、原則として 400 銘柄[※]です。また、年に 1 回定期入替を行ないます。
[※]定期入替後の上場廃止等によって、構成銘柄数が一時的に下回ることがあります。
- ◆時価総額加重方式で算出され、定期入替時において 1 銘柄当たりの構成比率には 1.5% の上限が設けられています。

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - 売買単位は、1口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、株式により行ないます。
 - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「JPX日経インデックス400」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

- 受益権を株式と交換することができます。
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みすることができます。
 - 解約申込により受益権を換金することはできません。

- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

決算日は毎年1月10日および7月10日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ①「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下総称して「JPXグループ」といいます。）ならびに株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて「JPXグループ」および「日経」に帰属しています。
- ③「ダイワ上場投信－JPX日経400」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」および「日経」は、その運用および「ダイワ上場投信－JPX日経400」の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

| | |
|------------------------------|--|
| 株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク) | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| その他 | ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. 追加的記載事項

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX 日経インデックス 400」の変動率に一致させることを目的として運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・ 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 株価指数先物取引*と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- ・ 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

- ・ 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

* 届出日（平成 26 年 3 月 10 日）現在、JPX 日経インデックス 400 の先物取引は導入されておりません。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。

4. ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|--------|--------|-------|-------------|-------------|----------------------------------|-----|-----|---|
| 取得時手数料 | 販売会社が定めるものとします。 | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | |
| 交換時手数料 | 販売会社が定めるものとします。 | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額 イ. 信託財産の純資産総額に年率 0.189%* (税抜 0.18%) 以内 (届出日現在は、 年率 0.189%* (税抜 0.18%)) を乗じて得た額 * 消費税率が 8%となる平成 26 年 4 月 1 日以降は、いずれも 年率 0.1944% となります。 ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料に 52.5%* (税抜 50%) 以内の率 (届出日現在は、52.5%* (税抜 50%)) を乗じて得た額 * 消費税率が 8%となる平成 26 年 4 月 1 日以降は、いずれも 54%となります。 ※ 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)</th> <th>(委託会社)</th> <th>(受託会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. の額</td> <td>年率0.13%(税抜)</td> <td>年率0.05%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。)</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> | 〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。) | (委託会社) | (受託会社) | イ. の額 | 年率0.13%(税抜) | 年率0.05%(税抜) | ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。) | 50% | 50% | ※ 上記の運用管理費用の配分 (イ. の額) には、別途消費税率を乗じた額がかかりません。 |
| 〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。) | (委託会社) | (受託会社) | | | | | | | | | |
| イ. の額 | 年率0.13%(税抜) | 年率0.05%(税抜) | | | | | | | | | |
| ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。) | 50% | 50% | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ● 受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料 (商標使用料) ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 ※ 届出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、最大年率 0.042%* (税抜 0.04%) を乗じて得た額となります。 * 消費税率が 8%となる平成 26 年 4 月 1 日以降は、最大年率 0.0432%となります。 ● 有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ※ 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 | | | | | | | | | | |

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

| ファンド名 | ダイワ上場投信—JPX 日経 400 |
|----------------|---|
| 取得単位 | <p>「取得時のバスケット」を単位とします。</p> <p>「取得時のバスケット」… 対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。</p> <p>〈「取得時のバスケット」1 単位当たりの取得口数〉</p> <p>取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。</p> |
| 取得時のバスケットの決定など | <p>●委託会社は、取得申込受付日の3 営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。</p> <p>●原則として、取得時のバスケットは、取得申込可能日の毎日、午前 8 時 45 分を目処としてインターネット・サイト [http://etf.daiwa-am.co.jp/] に掲示します。</p> |
| 取得価額 | 取得申込受付日の基準価額 (10 口当たり) |
| 取得方法 | 追加設定は株式により行ないます。 |
| 取得代金 | — |
| 解約申込 | 解約申込により換金することはできません。 |
| 交換申込 | 受益権と株式との交換ができます。 |
| 交換単位 | 委託会社が定める一定口数の整数倍 |
| 交換価額 | 交換申込受付日の基準価額 (10 口当たり) |
| 交換代金 | — |
| 申込受付中止日 | <p>〈取得申込の受け付けの停止〉</p> <p>※次の 1. から 3. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して 3 営業日以内 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の 2 営業日前から起算して 6 営業日以内 3. 計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 5 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 6 営業日以内) 4. 前 1. から前 3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>〈交換申込の受け付けの停止〉</p> <p>※次の 1. から 3. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の 4 営業日前から起算して 8 営業日以内 3. 計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 5 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 6 営業日以内) 4. 前 1. から前 3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき |
| 申込締切時間 | 午後 3 時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) とし、その翌営業日を取得申込受付日とします。 |

| | |
|------------------------|--|
| 取得の申込期間 | 平成 26 年 3 月 26 日から平成 27 年 4 月 3 日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| 換金制限 | — |
| 取得・交換申込受付の 中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受付の中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。 |
| 信託期間 | 無期限 (平成 26 年 3 月 26 日当初設定) |
| 繰上償還 | <ul style="list-style-type: none"> ● 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了 (繰上償還) させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が 20 万口を下ることとなった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年 1 月 10 日および 7 月 10 日 |
| 収益分配 | 年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 |
| 信託金の限度額 | 2 兆円に相当する株式および金銭 |
| 公告 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。 |
| 運用報告書 | — |
| 課税関係 | 課税上は特定株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。 |
| 指定参加者 | 大和証券、みずほ証券 |
| 受託銀行 | 三井住友信託銀行 |

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書 (交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上